平成２８年（フ）第１０８号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目１番10号　幸コーポ303
破産者　西野　正道
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３２号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目９番16号　朝日プラザ上福岡306号
破産者　松本　進吾
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９４号
埼玉県所沢市大字松郷101番地の22、前住所埼玉県所沢市東所沢３丁目32番地の15キャッスル所沢203
破産者　高山あかね
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０８号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3007番地の17、前住所埼玉県狭山市入間川1500番地の22　メゾンサンヒルズ402
破産者　渡邉　美佳
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６５３号
名古屋市港区品川町１丁目63番地の１　ラビデンス荒子川公園１番館602号、従前の住所横浜市磯子区森が丘１丁目20番１号　森が丘ハイツ205号
破産者　魚返　拓利
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０号
愛知県北名古屋市鹿田東海85番地
破産者　松本　　進
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１４号
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野８番地１　ＧＡＲＤＥＮ　ＳＱＵＡＲＥ　Ｊ－１　102号、従前の住所名古屋市中区松原２丁目７番19号　パレスコンドウ３Ｄ号
破産者　一番ケ瀬尚
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３６号
神戸市東灘区御影山手２丁目10番８号
破産者　塚口　昭彦
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３７号
神戸市東灘区御影山手２丁目10番８号
破産者　塚口　弘子
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５７号
神戸市兵庫区松原通５丁目１番21―901号、従前の住所兵庫県西宮市東町１丁目13番８―218号
破産者　ＣＥＮＴＥＲ　ＶＩＬＬＡＧＥこと　村中　智紀
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
和歌山県岩出市中迫380番地　介護老人保健施設やよい苑、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口720番地７
破産者　田代　富香
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９３号
大阪府阪南市桃の木台４丁目６番地の22
破産者　北村　圭一
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２号
和歌山市西庄1044番地33　セジュール２番館108号
破産者　末広　好史（旧名季白好史）
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３３号
岡山県総社市井手1014番地１　リベレ三ツ星103号室
破産者　小関　貴子（旧姓小橋）
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
岡山県倉敷市中庄3557番地18　シュガーコーポＩ202、前住所岡山県倉敷市児島赤崎３丁目２番41号　３号室
破産者　那須龍太郎
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
広島県安芸郡坂町鯛尾２丁目14番２号
破産者　折出　幸恵
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
北海道旭川市永山６条16丁目３番６号
破産者　穴沢　チエ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
（開始決定時の住所）北海道旭川市東鷹栖２条３丁目635番地の448　カントリーハイツ201
破産者　千葉　裕之
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部